

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

猿払村

### 2 構造改革特別区域の名称

オホーツク海さるふつ外国人技能実習生受入れ特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

猿払村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 村の基幹産業としての発展

大正 13 年 1 月宗谷村から分村し、昭和 8 年頃から鮫漁業協同組合が設立され、漁業が始まった。

ホタテ貝漁については、明治 24 年頃石川県人が漁場の開拓をしてから操業が始まり、昭和 35 年頃までは隆昌を保っていた。しかし長い間の操業により資源の枯渇が急速に進み、昭和 40 年からは全面禁漁の措置を取らざるを得なくなった。昭和 46 年以降村と漁業協同組合は、村の予算総額の約 12.3%に当たる費用をお互いに負担し合い、10 年間の稚貝放流計画を樹て実行、その効果があらわれ、昭和 49 年より漁獲が始まった。

現在は前浜を 5 分割にし、漁獲、稚貝放流を繰り返し、畑作の輪作形態を取りながら漁獲量の安定化を図り、村の基幹産業となっている。

#### (2) 地場産業としての発展

昭和 49 年以降増養殖事業が軌道にのり、毎年のホタテ漁獲量は年間 4 万 t ～5 万 t となり、全国でも有数のホタテ産地となった。

こうした背景により、猿払のホタテは質・量共に全国一をめざし、加工技術の研鑽を図り、乾燥貝柱については、古くからの製造技術伝統を守りながら、新たな乾燥技術を導入し、冷凍貝柱についても、冷凍乾燥し品質が低下しないよう、新たな技術を導入する等、世界的に見ても高い水準の水産加工技術に達している。

また、漁獲量全体を村内で加工するために、加工場の建設を推進するとともに、雇用の確保を図り、地場産業の充実を図ってきた。

#### (3) 国際交流の進展

明治以来ホタテ貝柱の輸出は少ないながらもされていたが、近年中国をはじめとするアジア経済の台頭により、これらの国からの我が国の製品輸入は増加している。

こうした状況下において、地域の加工場については、独自の技術開発による新たな

事業展開への可能性を模索する動きが活発になっている。

近年、外国人技能実習生を受入れて、技能実習で修得した技能、技術、知識を技能実習生派遣国において活用する事を通じて、発展途上国の人材育成を図り、国際貢献に寄与しているところである。外国人技能実習制度は、国際的な人材育成の観点から制定された制度で、平成 10 年度から実施し、延べ 384 名の外国人技能実習生を受け入れております。

村及び受入れ企業では、外国人技能実習生を対象に日本文化を理解してもらうため、村民が行う華道、茶道及び陶芸教室等に参加させているほか、地域住民との交流イベント等に積極的に参加した上で、子供からお年寄りまで地域住民とふれあい国際交流の促進に努力しているところである。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、外国人技能実習生の受入れ枠が拡大することによって、猿払村のおもな産業である水産加工業において、外国人技能実習生が高度な技術、技能、知識を修得し、それを派遣国において活用することによって国際経済への貢献の実現を推進するとともに、我が国においては、技能実習生の受入れ企業が新たに国際的な事業展開を目指すなど、積極的な国際交流の促進を通じた、地域経済の活性化を図る為の計画である。

本制度の規制緩和を契機に、経済活動を中心とする国際交流が一層促進される事が期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

この特別区域においては国際的な人材育成及び経済交流を促進するうえから、外国人技能実習生の受入れ枠が増加することにより、水産加工技術の研鑽がより図られる。さらに、外国人技能実習生が高度な技術、技能、知識を修得することにより、本国での同業種の発展と技術研鑽が図られるとともに相互の地域活性化や国際的な経済交流が一層促進されることを目標とするものである。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村における加工場は、村内 5 ヶ所に建設されている。本計画の実施により外国人技能実習生の受入れ数が 15 名程度増加する事が見込まれており、特に中国を中心とするアジア地域との経済上の国際取引の活性化と国際的な交流人口の増大が進展するものと期待できる。

また日中の食文化の交流も日常的に行われることから、異文化の理解も深まるとともに更に国際友好関係の強化が図られることが期待できる。

**8 特定事業の名称**

外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（506）

**9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

**【事業名】**国際交流事業

**【事業内容】**本村はロシア（オジョルスキー村）との交流もあり、例年双方の中学生がお互いに訪問し交流を深めていることから、3国間における交流を実施し理解を深める。

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

506 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

北斗国際交流事業協同組合

出資金：330万円

所在地：北海道宗谷郡猿払村鬼志別東町1番地

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

- ① 巽冷凍食品株式会社
  - ② 株式会社 マルカ菅原商店
  - ③ オホーツク海陸食品株式会社
  - ④ 海王食品株式会社
  - ⑤ 丸本本間食品株式会社
- 詳細は、別表4のとおり

#### (2) 事業が行われている区域

猿払村全域

#### (3) 事業の実施期間

特区認定の日から

#### (4) 事業により実現される行為

技能実習生の受入れ機関の常勤の職員の総数が50人以下について、受入れられる技能実習生が「3人」から「6人」になる。外国人技能実習生の受入れ数の増加により、国際的な人材育成の促進と、より多くの外国人技能実習生を受入れることになることから、地域の国際交流事業に対する取り組みや支援施策の充実が進むことから地域における国際貢献が促進される。

## (5) 特定機関及び関係機関との連絡体制

### ① 特定機関

監理団体である北斗国際交流事業協同組合と円滑な連絡体制を構築し、適正な研修及び実習に向けた情報交換を行い、本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について周知徹底を図る。実習実施機関については、適正な研修実施の確認を行い、本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について周知徹底を図る。

また、特定機関において不正行為等や研修生等の失踪又は不法残留事案の発生が判明した場合には、直ちに、当該事例の詳細を把握して地方入国管理官署等関係機関及び構造改革特区担当室に報告を行う体制が整備されるよう必要な指導を行う。

### ② 関係機関

札幌入国管理局稚内港出張所、稚内労働基準監督署、稚内警察署との連携を密にし、連絡会議の開催等により情報の共有化を図る。

また、不正行為、不適正な事例等が発生した場合には、速やかな連絡・連携により適正な対応策を講じる。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠

#### 【主たる産業】

- ① 当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

<要件適合性を認めた根拠>

: 本特区内の主たる産業について、本村の産業は、漁業・農業の大きく 2 つに分類されるが、漁業の中で水産加工は、5 社全てが村内において経営し、地域的集約性が認められる。

また、産業の構成比をみると、水産加工就業者は 89.1%、出荷額で 95.8% と高い割合となっている。

したがって、特区内の事業所及び就業者、出荷額構成比からみると、上述の水産加工業は特区内の主たる産業であると判断した。

#### 【派遣国との経済交流】

- ② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去 1 年間に 10 億円以上であること。

<要件適合性を認めた根拠>

: 取引額について、特区内の事業所及びその主な出荷先である北海道漁連に書面調査を実施し、別表 1 のとおり結果を得たことから、本村における事業所の過去 1 年間の取引額が 10 億円を上回っていることを確認し、当該要件を満たすものと判断した。  
(別表 1 により)

#### 【外国人技能実習生の帰国後の就業状況の確認】

③ 当該特区内において技能実習に従事し、過去 1 年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。

<要件適合性を認めた根拠>

: 本村は中国からの技能実習生の受入れについて、中国側の契約機関である「日照美佳科苑食品有限公司など」に対し確認したところ、別表 2 のとおり過去 1 年間に帰国した者の全員が帰国後、本村において修得した技術、技能を必要とする業務に従事していることを確認した。(別表 2 より)

#### 【特区に係る有効求人倍率】

④ 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。

<要件適合性を認めた根拠>

: 特区内の市町村を所轄するハローワークの有効求人倍率は、別表 3 のとおりで全道の有効求人倍率を上回っている。(別表 3 により)

## 別表 1

## 特区内の事業所における中国との取引状況

単位:t・千円

年 度	出 荷 総 数		出 荷 金 額	
	北海道漁連出荷	うち中国輸出	北海道漁連出荷	うち中国輸出
平成22年度	543.5	412.5	3,412,559	2,559,419

平成22年度猿払村が北海道漁連を通じ、派遣国中国に輸出している水産加工品の量・金額は上記のとおりであり、その水産加工品を生産している企業名は、猿払村漁業協同組合・巽冷凍食品・マルカ菅原・オホーツク海陸食品・海王食品・丸本本間食品であり、その内、平成22年度においては、75%が中国に輸出され、残りの25%は国内等での流通になっております。

## ・当該特例申請企業別内訳

単位:千円

企 業 名	中 国 輸 出 金 額
巽冷凍食品株式会社	883,955
マルカ菅原商店株式会社	107,821
オホーツク海陸食品株式会社	323,598
海王食品株式会社	316,800
丸本本間食品株式会社	146,615
計	1,778,789

当該特例の申請をする企業別の中国への輸出金額は、上記の表のとおりであり、本村過去1年間の取引額が10億円を上回っていることを確認し、当該要件を満たすものと判断した。

## 別表2

## 外国人技能実習生 帰国後の就業状況について

No.	帰国者氏名	日本での研修等の状況			確認状況		帰国後の就業状況				備考
		監理団体	実習実施機関	従事した業務	可	不可	企業名	所在地	主たる製品	本人が従事している業務内容	
1		北斗国際交流事業協同組合	猿払村漁業協同組合	水産加工	○		日照美佳科苑食品有限公司	中国山東省日照市濱州路以北、寒庄路以西	帆立製品	水産加工	
2		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
3		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
4		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
5		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
6		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
7		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
8		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
9		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
10		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
11		〃	巽冷凍食品株式会社	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
12		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
13		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
14		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
15		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
16		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
17		〃	オホーツク海陸食品株式会社	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
18		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
19		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
20		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
21		〃	株式会社マルカ菅原商店	水産加工	○		荣成华富食品加工有限公司	中国荣成市头街道办事处道南于家村	帆立製品	水産加工	
22		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
23		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
24		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
25		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
26		〃	〃	水産加工	○		山東美佳集团有限公司	中国日照海濱一路119号	帆立製品	水産加工	
27		〃	丸本本間食品株式会社	水産加工	○		日照美佳科苑食品有限公司	中国山東省日照市濱州路以北、寒庄路以西	帆立製品	水産加工	
28		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
29		〃	〃	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	
30		〃	海王食品株式会社	水産加工	○		〃	〃	帆立製品	水産加工	





別表3

有効求人倍率の推移について

	稚内	全道	全国
H22年12月	0.41	0.42	0.56
H23年1月	0.51	0.42	0.59
H23年2月	0.61	0.44	0.61
H23年3月	0.53	0.44	0.60
H23年4月	0.48	0.40	0.52
H23年5月	0.50	0.38	0.50
H23年6月	0.49	0.40	0.51
H23年7月	0.58	0.42	0.54
H23年8月	0.59	0.45	0.59
H23年9月	0.61	0.49	0.63
H23年10月	0.59	0.49	0.65
H23年11月	0.57	0.50	0.67
平均	0.54	0.44	0.58

・過去1年間の平均有効求人倍率は、全道平均を上回っている

	稚内	全道	全国
平成18年度	0.57	0.53	1.02
平成19年度	0.53	0.51	0.97
平成20年度	0.54	0.43	0.73
平成21年度	0.56	0.35	0.42
平成22年度	0.53	0.44	0.60

・過去5年間のハローワーク稚内の有効求人倍率は、全道平均を上回っている。

※ハローワーク稚内の管轄区域については、下記のとおりとなっている。

稚内市 豊富町 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 礼文町 利尻町 利尻富士町  
猿払村 天塩町 遠別町

## 別表 4

## 実習実施機関一覧

No.	実習実施機関名	〒	所在地	代表者	従業員数	主たる製品	監理団体
1	巽冷凍食品株式会社	098-6232	宗谷郡猿払村鬼志別西町186	巽 純子	12	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合
2	(株)マルカ菅原商店	098-6225	宗谷郡猿払村芦野215番地27	桜井信之	7	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合
3	オホーツク海陸食品(株)	098-6228	宗谷郡猿払村小石291番地209	梁田徳雄	9	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合
4	海王食品株式会社	098-6105	宗谷郡猿払村浜猿払1075-41	太田俊章	6	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合
5	丸本本間食品株式会社	098-6341	宗谷郡猿払村知来別1257-1	本間研二	6	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合